

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 公印を改刻しその使用を開始する件
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件三件
- 保安林の指定施業要件を変更する

予定である旨通知があった件	五	○一月県議会臨時会において議決された予算の要領を公表する件	五
○道路の区域を変更する件五件	六	○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件	六
○道路の供用を開始する件	六	正 誤	六
○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件	六	○平成十二年九月二十六日付け号外第九十一号中	六

告 示

福島県告示第五十五号

公印を次のように改刻し、平成二十二年二月五日その使用を開始する。
平成二十二年二月五日

職 印

福島県知事 佐藤 雄 平

番号	公印の名称	印	影	公印管理者

23

福島県現金出納員印(福島県立福島明成高等学校用)



福島県立福島明成高等学校の福島県現金出納員

(文書法務課)

福島県告示第五十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十二年二月五日から同年六月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十二年二月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
カワチ薬品福島東店 福島県福島市高野河原下十六番二
- 二 変更した事項
大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) カワチ薬品信夫ヶ丘店
(変更後) カワチ薬品福島東店
- 三 変更した年月日
平成二十二年一月二十五日
- 四 届出年月日
平成二十二年一月二十七日
- 五 届出をした者
株式会社カワチ薬品

(商業まちづくり課)

福島県告示第五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十二年二月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 解除予定保安林の所在場所
双葉郡富岡町大字上手岡字坂ノ上一(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的

三 土砂の流出の防備
 解除の理由
 ダム用地とするため
 (「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び富岡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

福島県告示第五十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 平成二十二年二月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 保安林予定森林の所在場所
 伊達市霊山町石田字名目沢九九
- 二 指定の目的
 土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
 1 立木の伐採方法
 (一) 主伐は、択伐による。
 (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

福島県告示第五十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 平成二十二年二月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 保安林予定森林の所在場所
 郡山市湖南町赤津字東岐二六七五の一〇、字西岐二八〇一の一(次の図に示す部分に限る。)、二八〇一の五、八二二四の一(次の図に示す部分に限る。)、八二二四の二、八二二四の四、八二二四の六、八二二四の七、八二二四の一七、八二二四の一八、八二二四の五七から八二二四の七四まで、八二二四の七六、八二二四の七七、八二二四の八一、八二二四の八二、八二二四の一二三から八二二四の一二六まで

- 二 指定の目的
 水源のかん養
- 三 指定施業要件
 1 立木の伐採方法
 (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字東岐二六七五の一〇・字西岐八二二四の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

福島県告示第六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 平成二十二年二月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 保安林予定森林の所在場所
 いわき市遠野町入遠野字久保目七、二七八、二八四の一、二八四の二、字貝那夫一八一の二、一八四
- 二 指定の目的
 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 1 立木の伐採の方法
 (一) 主伐は、択伐による。
 (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

福島県告示第六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十二年二月五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 東白川郡鮫川村大字西山字大録田一五二の一九、一五二の二〇、大字赤坂西野字岫長二三〇の一、二三〇の二、二三一の一、大字渡瀬字田野上一五九、大字西山字沢尻五五、字前押野四六
- 二 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大録田一五二の一九、一五二の二〇、字田野上一五九、字沢尻五五、字前押野四六
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、鮫川村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- 二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 東白川郡鮫川村大字赤坂東野字大竹五八の五五
- 二 保安林として指定された目的
 - 土砂の崩壊の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鮫川村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び鮫川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

（治山対策課）

福島県告示第六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所平成二十二年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年二月五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道土湯温泉線	福島市松川町沼袋字北原九〇番一地先から 同 市松川町沼袋字北原九〇番二地先まで	変更前	一一・五	二七・〇
		変更後	一一・五	二七・〇

（道路計画課）

福島県告示第六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所平成二十二年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年二月五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道霊山松川線	福島市松川町沼袋字北原五〇番二地先から 同 市松川町沼袋字北原七七番二地先まで	変更前	一七・〇	一二七・三
		変更後	一七・〇	一二七・三

（道路計画課）

福島県告示第六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路

計画課及び福島県南建設事務所で平成二十二年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一八号	東白川郡矢祭町大字戸塚字上戸塚三四番三地 先から 同 郡同 町大字戸塚字駒橋八七番地先まで	変更前 変更後	七・二 八・四	四三三・五 四三三・五

(道路計画課)

福島県告示第六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十二年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道浜崎 高野会津 若松線	河沼郡湯川村大字笈川字館二四番地先から 同 郡同 村大字笈川字殿田三番地先まで	変更前 変更後	四・七 一九・八	六五三・〇 六五三・〇

(道路計画課)

福島県告示第六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十二年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道赤柴 中島線	相馬郡新地町谷地小屋 字新地一番一地从先から 同 郡同 町谷地小屋 字萩崎一九番一地从先まで	変更前 変更後	六・五 八・八	六五・二 六五・二

(道路計画課)

福島県告示第六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十二年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道浪江鹿島線	南相馬市原町区矢川原字川原二六三番二地 先から 同 市原町区矢川原字川原二一九番一地从先まで	平成二十二年二月五日

(道路計画課)

福島県告示第六十八号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十一年十二月二十二日次のとおり指定した。

平成二十二年二月五日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

売りさばきの場所

会津総合開発 喜多方市大谷地八 平成二十一年二月二十五日から 喜多方市大谷地八〇
株式会社 〇一四番地の二 平成二十六年九月三〇日まで 一四番地の二
(出納総務課)

公 告

公告第五十三号

平成二十二年一月福島県議会臨時会において議決された平成二十一年度の福島県一般
会計補正予算及び特別会計補正予算の要領は、次のとおりである。
平成二十二年二月五日

福島県知事 佐藤 雅 平

平成21年度福島県一般会計補正予算(第7号) は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,226,300千円を追加し、歳入歳出予算
の総額を歳入歳出それぞれ948,836,275千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出
予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)
第2条 繰越明許費の追加・変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。
(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。
(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 負担金及び 負担金	2 負担金	9,030,649	13,850	9,044,499
		8,347,518	13,850	8,361,368
9 国庫支出金	2 国庫補助金	151,710,104	3,203,221	154,913,325
		108,872,988	3,203,221	112,076,209

13 繰越金	1 繰越金	851,400	151,529	1,002,929
		851,400	151,529	1,002,929
15 県債	1 県債	177,549,800	857,700	178,407,500
		177,549,800	857,700	178,407,500
歳入	合計	944,609,975	4,226,300	948,836,275

歳 出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 労働費	3 雇用対策費	14,958,369	30,452	14,988,821
		13,141,682	30,452	13,172,134
6 農林水産業費	3 農地費	71,460,722	96,848	71,557,570
		27,483,010	30,854	27,513,864
8 土木費	4 林業費	20,859,454	65,994	20,925,448
		114,884,877	4,099,000	118,983,877
1 土木管理費	2 道路橋りょう費	14,407,215	2,117,000	16,524,215
		61,259,688	1,705,000	62,964,688
6 都市計画費	2 都市計画費	11,100,770	277,000	11,377,770
		944,609,975	4,226,300	948,836,275
歳出	合計	944,609,975	4,226,300	948,836,275

第2表 繰越明許費補正

(1) 追加

(単位千円)

款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
6 農 林 水 産 業 費	3 農 地 費	基盤整備促進事業費	30,854	30,854
			96,848	96,848
	4 林 業 費	一般林道費	19,514	65,994
			46,480	46,480
			2,394,000	2,394,000
	1 土 木 管 理 費	生活基盤緊急改善費	2,117,000	2,117,000
			277,000	277,000
			277,000	277,000
	6 都 市 計 画 費	緊急地方道整備費	277,000	277,000
			2,490,848	2,490,848
合 計				

(2) 変 更

(単位千円)

款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
8 土 木 費	2 道 橋 の よう 路	緊急地方道整備費	1,324,591	3,029,591
			1,416,391	3,121,391
			955,027	2,660,027
合 計			4,313,381	6,018,381

第3表 債務負担行為補正

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
経営体育成基盤整備事業	平成21年度から平成22年度まで	753,900
農地防災事業	同 上	18,900
農村総合整備事業	同 上	92,400
一般林道事業	同 上	80,000
一般治山事業	同 上	165,946
国道改築工事	同 上	1,220,000
広域河川改修工事	同 上	152,000
高潮対策工事	同 上	140,000
堰堤改良工事	同 上	104,800
通常砂防工事	同 上	67,000
火山砂防工事	同 上	180,000
急傾斜地对策工事	同 上	44,500
広域漁港整備工事	同 上	80,000
広域資源活用護岸整備工事	同 上	300,000
重要幹線街路工事	同 上	240,000

第4表 地方債補正

(単位千円)

補 正 前	補 正 後

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	緊急地方道整備費	緊急地方道整備費(街路)				緊急地方道整備費	緊急地方道整備費(街路)			
	5,081,400	613,400	1 借入方法 普通貸借又は債券発行の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金については、当該見直しの利率)	起債日から35年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、果財政上の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。	5,828,600	723,900	1 借入方法 普通貸借又は債券発行の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金については、当該見直しの利率)	起債日から35年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、果財政上の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
計	142,298,500					143,156,200				

平成21年度福島県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)
平成21年度福島県流域下水道事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。
第1表 債務負担行為補正

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道整備工事	平成21年度から	18,700

平成22年度まで

(総務課)

公告第五十四号
障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。
平成二十二年二月五日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
訪問介護事業所 いそみらい	郡山市喜久田町卸一 一七一一	フジケアサービス株式会社	福島県郡山市喜久田卸一 一一一七	平成二十二年 二月一日	居宅介護 重度訪問介護	特定なし
ケアセンター きらきさら	同 市安積町日出山三 一六六七	有限会社 きら	同 市安積町日出山三 二一六七	同	同	身体障害者
グループホーム アホー	福島市八島田字中干損 田二一一二	特定非営利活動法人 アースウェイ	同 県福島市上島渡字樋ノ口北四 三一六	同	同	知的障害者 精神障害者

(障がい福祉課)

正 誤

ページ	段 行	正	誤

○平成二十二年九月二十六日付け号外第九十一号中

五
下
一九
前二項
第二項